

絵本のまち板橋公式Instagram運用ポリシー別紙

絵本のまち板橋公式Instagram投稿写真利用について

1 定義

本規定は、Instagramにおいて特定の#（ハッシュタグ）、@（メンション）を用いて投稿された写真を、板橋区政策企画課が区広報媒体で活用する方法を定めたものです。

2 目的

特定の#（ハッシュタグ）、@（メンション）を用いた区民などからの投稿を、広報いたばしや絵本のまち板橋ページ（区ホームページ内）などの区広報媒体で活用することで、絵本のまち板橋の事業周知や区民の認知度向上を図ることを目的とします。

3 写真投稿条件

- (1) 写真投稿の際は、スマートフォンとInstagramのユーザーアカウントへの登録を行う。
- (2) 投稿する場合は、「#絵本のまち板橋」及び「@ehon_itabashi」をコメント欄に付与するか、写真に「ehon_itabashi」をタグ付けし「#絵本のまち板橋」をコメント欄に付与し投稿する。
- (3) 投稿者が未成年者の場合、保護者の同意を得た上で投稿すること。
- (4) 投稿写真は以下のものに限る。
 - (ア) 投稿者ご本人様が撮影したもの
 - (イ) 氏名、住所、電話番号などの個人情報を含まないもの
- (5) 投稿写真に第三者が写っている場合、必ず投稿前に第三者より使用許諾を得ること。
- (6) 投稿写真に第三者の知的財産が含まれる場合、必ず投稿前に当該第三者より使用許諾を得ること。
- (7) 投稿者は、投稿写真、写真に対するコメント及びユーザーアカウント名を、区広報媒体（広報いたばし、絵本のまち板橋ページ（区ホームページ内）、区施設及び民間施設へ設置する区が作成する展示物）に使用する場合があることを承諾するものとする。また、著作権（著作者人格権を含む。）を行使しないものとする。
- (8) (7) 以外の広報媒体に投稿写真を使用する場合はInstagramのダイレクトメッセージにて本人同意を得ることを条件とする。

- (9) 区広報媒体への掲載は区が承認したものに限り、投稿された写真全ての掲載を保証するものではない。
- (10) ユーザーアカウントが非公開設定の場合は、掲載対象外とする。
- (11) 投稿写真の利用に対して、区から投稿者への報酬・使用料などの支払いはしないものとする。
- (12) インスタグラムへの投稿にかかるインターネット接続料及び通信費は投稿者の負担とする。

4 禁止事項

投稿に際し、以下の行為を禁止します。区は、投稿者が以下に該当する行為を行ったと判断した場合は、投稿データの非掲載・掲載後削除などの対応をとる場合があります。この場合、投稿者は、区の対応に異議を唱えないものとします。

- (1) 本運用ポリシーに違反する行為。
- (2) 第三者に迷惑、不利益、損害又は不快感を与える行為。
- (3) 第三者を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為。
- (4) 第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為。
- (5) 第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為。
- (6) わいせつ、児童ポルノ及び児童の性的搾取を助長するデータを投稿する行為。
- (7) 店舗経営者・公職者などによる営利又は政治目的とした情報提供、広告宣伝及び勧誘行為。
- (8) 公序良俗に反する行為。
- (9) インスタグラムの利用規約・法令に違反する行為。
- (10) その他ソーシャルメディアでの投稿、利用規約及び法令などに違反する禁止行為を幫助・勧誘・強制・助長する行為。
- (11) 売買行為、オークション行為、金銭支払やその他の類似行為。
- (12) 商品やサービスの広告、宣伝を目的としたプロフィール内容の公開、その他スパムメール、チェーンメールなどの勧誘を目的とする行為。
- (13) 第三者の名義、その他会社などの組織名を名乗ることなどによる、なりすまし行為。
- (14) 区が本運用ポリシーの趣旨に沿わないと判断する行為。
- (15) 区が悪質又は不適切であると判断する行為。

5 免責

投稿を含む、投稿者のインスタグラム上での発言内容や、それに関わるト

ラブル等一切の行為について、区は一切の責任を負わないものとします。

6 個人情報の保護

区は投稿者から取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律、東京都板橋区個人情報保護法施行条例及び東京都板橋区個人情報保護法施行条例施行規則（以下「個人情報保護法」）を遵守し運用を行います。また、取得した個人情報は、投稿者ご本人の同意なしに、第三者に提供することはありません（ただし、個人情報保護法の定めによる場合を除く）。

7 準拠法・裁判管轄

- (1) 本運用ポリシーの解釈にあたっては、日本国の国内法を準拠法とします。
- (2) 紛争が生じた場合には、区を管轄する裁判所において必要な解決を図るものとします。

8 その他

区は、本運用ポリシーの全部又は一部について、投稿者及び区民などの利用者に事前に通知することなく変更又は中止することがあります。なお、必要と判断した場合には、投稿者への予告無く本規定を変更できるほか、必要な措置をとることができることとします。

9 問合せ

板橋区政策経営部政策企画課ブランド・SDGs 係
電話 03-3579-2515